

## 令和2年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、一般社団法人愛媛県木材協会(以下「協会」という。)が行う木材産業担い手外国人導入促進事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で令和2年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木材産業における外国人技能実習制度の推進及び労働力の確保を図る。

### (補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
滞在期間1年の外国人技能実習生(1号)を木材産業で雇用することに対する次の費用に係るかかり増し経費。 生活環境整備費、渡航旅費、日本語研修費、生活・法令研修費、入国等事務費、健康診断費、その他知事が必要と認める経費	定額 (技能実習生1名当たり200千円以内)

### (補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額又は減額をしようとするとき。

### (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において遂行状況報告書(様式4号)を作成し、11月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第5号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第7号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 なお、令和3年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず、

同日後においても、なおその効力を有する。

様式第1号 (第3条関係)

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年度において愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業を下記のとおり実施したいので、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業補助金交付要綱第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画書

雇用する事業体の名称	事業内容	事業費	事業費の内訳	備考
		円		
合計	—		—	—

(注) 事業内容の欄は、雇用する技能実習生の人数、雇用予定時期を記載のこど。

3 収支予算

(1) 収入

事 項	予算額	備 考
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出

事 項	予算額	備 考
事業費		
計		

4 事業完了予定年月日  
年 月 日

5 その他

様式第2号（第5条関係） 補助事業変更承認申請書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業を、下記のとおり変更したいので、 年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

（記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の内容及び理由」とすること。）

様式第3号（第6条関係） 補助事業中止（廃止）承認申請書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業を中止（廃止）したいので、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の時期（廃止の時期）

様式第4号（第7条関係） 遂行状況報告書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業の遂行状況について、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
	10月31日までに完了したもの		11月1日以降に実施するもの		
	事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	



様式第5号（第8条関係） 補助事業実績報告書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業の実績について、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します

記

1 事業の成果

2 事業実績

雇用した事業体の名称	事業内容	事業費	事業費の内訳	備考
		円		
合計	—		—	—

(注) 事業内容の欄は、雇用した技能実習生の人数及び時期を記載のこと。

### 3 収支精算

#### (1) 収入

事 項	精算額	備 考
県補助金		
そ の 他		
計		

#### (2) 支出

事 項	精算額	備 考
事業費		
計		

#### 4 事業完了年月日

年 月 日

#### 5 添付書類

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条に規定する技能実習計画の認定届(写)及び認定通知(写)、同法第17条に規定する実施届(写)、雇用契約書(写)、雇用条件書(写)、技能実習状況写真等

様式第6号（第8条関係） 消費税仕入控除税額報告書

年度愛媛県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第  
号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金について、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付要綱第9条の補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定額)	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	円
4 補助金返還相当額(3-2)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係） 補助金精算払請求書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費  
補助金精算払請求書

年 月 日  
第 号

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金について、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金	円也
内訳 交付決定通知額 金	円也
概算払受領済額 金	円也
今回請求額 金	円也

様式第8号（第12条関係） 補助金概算払請求書

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費  
補助金概算払請求書

年 第 号  
月 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申請者 事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金について、年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金	円也
内訳 交付決定通知額 金	円也
概算払受領済額 金	円也
今回請求額 金	円也
残 額 金	円也

別紙（第3条、第8条関係）

年度愛媛県木材産業担い手外国人導入促進事業費補助金に係る  
仕入に係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業実施主体名	仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額	補助率	仕入に係る消費税等相当額	備考

（注）

- 1 第3条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額及び当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入に係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。